

平成 29 年度 事業計画書

千葉県社会福祉協議会

<目 次>

◇事業計画書	1
I 事業方針	1
II 事業実施計画	4
◇本会法人運営の強化	4
◇地域福祉推進の基盤強化	7
◇総合相談・生活支援・権利擁護機能の充実	11
◇福祉サービス利用者支援の推進	15
◇福祉サービス事業者支援の推進	17
◇大規模災害時の支援体制の強化	23

I 事業方針

我が国における少子高齢化問題は、労働力の低下による甚大な経済的影響を及ぼすことから、将来を担う子どもたちの負担ができる限り少なくなるよう、現状と影響を考慮した解決策が求められているところです。本県においても少子高齢化は例外ではなく、さらには、単身世帯の増加による社会的孤立、社会的弱者に対する虐待等の権利侵害、貧困の世代間連鎖等、現状の福祉制度の枠組みだけでは対応しきれない課題が山積しており、その解決に向けて、地域が一体となって取り組む必要があります。

そのような中、国においては「生活困窮者自立支援制度」、「子ども・子育て支援制度」、「地域包括ケア」の推進など、新たな福祉施策が展開されていることに加え、公益性・透明性の徹底や、地域社会への貢献を主とする社会福祉法人制度改革が進められるなど、社会福祉施策は大きな変革期を迎えていることから、本会としても、各種制度の効果的運用方法を研究し、地域福祉の課題解決や県民一人一人の健康福祉のさらなる充実に向け、地域の社会福祉協議会としての使命を果たすべく、下記主要施策に重点的に取り組みます。

また、県内の福祉・介護・保育分野における福祉人材確保・育成・定着対策は慢性的な課題となっていることから、それぞれの分野を担う人材不足の解消、福祉サービスのさらなる質の向上を目標に掲げ、関係機関・団体と協働し各種事業を効果的に展開して参ります。

さらに、東日本大震災や熊本地震に代表するこれまでの被災地支援活動等の経験を生かし、引き続き各種災害関連事業を展開したうえで県内の地域防災力の向上に努めます。

本年度の事業計画の主要な施策は次のとおりです。

○本会法人運営の強化

改正社会福祉法を踏まえた組織運営の透明性・信頼性を確保しつつ、厳しい法人の財務状況改善に向け、事務経費の削減はもとより会員制度の拡大等により自主財源を確保し、かつ、公共性の高い県域事業を受託することにより事業費の確保に努めます。

また、災害時においても業務を円滑に遂行できるよう「事業継続計画」の策定を進めることや、事務局職員の資質向上・対応能力向上を目的とした人材育成に係る研修を行うことにより、一層の事務局体制の強化を図ります。

さらに、「菜の花コミュニティプラン2017」の適切な進行管理と最終年度としての総括を行い、平成30年度からの次期行動計画の策定にも取り組みます。

○地域福祉推進の基盤強化

社会福祉諸制度改革への対応や「地域共生社会」の実現に向け、市町村地域福祉計画と市町村地域福祉活動計画の一体的策定支援を進めることで、地域づくりの見える化を促進します。

また、社会福祉法人制度改革について、社会福祉充実計画を作成する際、地域協議会における意見聴取が必要であることから、既存の千葉県地域福祉フォーラム幹事会を活用し町村部の運営を行います。

さらに、コミュニティソーシャルワーカーや生活困窮者自立支援制度従事者への研修を引き続き行うことにより、地域福祉専門職の育成・レベルアップに取り組みます。

○総合相談・生活支援・権利擁護機能の充実

判断能力が低下した人たちの地域生活を支えるための「日常生活自立支援事業」の推進と「成年後見制度利用促進法」への理解と促進に取り組むことにより、総合的な権利擁護体制の構築を目指します。また、引き続き生活支援コーディネーター養成研修の受託を目指すとともに、県内市町村の介護予防・日常生活支援総合事業等の移行が完了できるよう支援します。

さらに、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」や「保育士修学資金等貸付事業」等を通じた自立を促進するための貸付事業を推進するとともに、生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度をより密接かつ円滑な連携を図ることにより、関係機関と共に包括的・効果的な支援体制を全県的に構築できるよう取り組みます。

○福祉サービス利用者支援の推進

介護サービス情報公表センターは、介護保険法に基づき事業所から提供される情報を公表することで、利用者が適切な事業所・サービスを選択、利用できるよう基盤整備に取り組みます。

また、運営適正化委員会は、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）実施機関に対する事業実施調査や現地調査などを通して、事業の適正な運営を確保していくとともに、福祉サービス利用者からの苦情申出に対する常設の相談窓口の設置や苦情を解決するための委員会活動の展開等を通して、福祉サービス利用者の権利を擁護していきます。

○福祉サービス事業者支援の推進

福祉サービス事業者の経営基盤強化や社会貢献への取組み支援のため、社会福祉施設経営指導事業を引き続き実施することや、千葉県社会福祉法人経営者協議会を通じた支援や情報提供等を行います。

福祉人材センターは、福祉・介護及び保育人材の確保・定着に向けたさまざまな事業を推進しているところですが、潜在保育士等の掘り起しを行うなどより一層の人材確保の充実を図る観点から、「ちば保育士・保育所支援センター」の分室を開設しさらなる機能の拡充を図ります。また、福祉・介護・保育分野への就労並びに定着支援を促進するため、福祉関係団体・各職能団体・公共職業安定所等との連携をさらに深め、中高年層や未就労の女性への啓発等、新たな福祉人材確保・定着への取組みを進めます。

社会福祉研修センターは、「地域共生社会」の実現へ向け社会福祉行政職員への期待が高まりつつあることから、地域福祉の推進を目的とした本会と

しては、企画提案型募集による社会福祉行政職員対象研修について積極的に受託を目指すとともに、社会福祉施設や事業所において職場環境・労働条件の整備などを含めた「職員が先の見通しを持ち安心して働き続けられる組織・職場環境づくり」を支援するため、労働関係法規の遵守を始め、福祉職場における人事制度の構築・キャリアパス構築を応援する階層別研修の充実並びに職員の質的向上を目的とする専門的研修を企画するなど、福祉人材養成定着支援事業を推進していきます。

さらに、介護保険制度の重要な担い手である介護支援専門員に対し、千葉県指定法人として、実務研修受講試験等を的確に実施します。

○大規模災害時の支援体制の強化

「千葉県地域防災計画」で千葉県災害ボランティアセンターを運営することが位置付けられている「千葉県災害ボランティアセンター連絡会」活動の充実を図るとともに、会員団体と市町村社協との協働体制の強化に取り組みます。

また、自治体に対する具体的な取組み促進と県民の災害弱者に対する意識向上を目的とした災害時要配慮者支援に関する研修会の実施や、福島県復興支援員による福島県からの避難者への支援を引き続き行います。

II 事業実施計画

◆ 本会法人運営の強化

第1 経営基盤の確立

【担当：総務班】

改正社会福祉法による定款変更等を踏まえ、さらなる組織運営の透明性・信頼性を確保するため、経営状況の適切な開示を進め、事業実施状況や財務状況等を積極的に公開していくとともに、地域における公益的な取組みを推進していく。

また、公共性の高い県域事業については、積極的な事業提案・要望を行い、もって公的な補助金・委託金による財源を確保していく。既存事業の拡充及び独自事業の実施にあたっては、積極的な寄付の受入れや会員制度の拡大を図りつつ、事業収入の増額や資産運用の活用により、継続的かつ安定的な自主財源の確保に努めるとともに、事務経費の削減を進める。

さらに、組織のガバナンス強化を目的に、災害時における業務の優先度や緊急業務を一定の整理をするための事業継続計画の策定を引き続き進めていくとともに、事務局体制を強化する。

重ねて、事務局職員が社会の要請に対応できる能力を備えた職員の育成を図るため、職務を通じた研修（OJT）のほか、職員研修制度要綱に基づく、階層別研修及び専門研修から経営基盤の基本となる人材を育成する。

※AP=アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>1 法人運営の強化</p> <p>本会事業を推進するために市町村社会福祉協議会や福祉関係団体、関係機関及び様々な団体等との連携や協働を推進するとともに、確実に公的補助金・委託金による財源を確保しつつ、事業収入、会費等自主財源を確保することによる経営基盤の強化を図る。</p> <p>また、併せて適正な人事・労務管理も行い、もって法人運営の強化を図る。</p> <p>さらに、改正社会福祉法への対応を着実に進めるとともに、地域における公益的な取組みを推進していく。</p>	<p>(1) 理事会及び評議員会の開催</p> <p>◎ (2) 評議員選任・解任委員会の開催</p> <p>(3) 正副会長会議の開催</p> <p>(4) 顧問会議の開催</p> <p>(5) 市町村社協会長会議の開催</p> <p>(6) 監事監査、内部監査の実施</p> <p>(7) 公認会計士等による外部評価の実施</p> <p>(8) 法人運営状況の情報公開</p> <p>(9) 福祉施設・事業所及び企業等の賛助会員を含めた会員の拡大</p> <p>(10) 自主財源の獲得強化</p> <p>(11) 経費削減の徹底</p> <p>(12) 事業継続計画（BCP）の策定</p> <p>(13) 職員非常参集訓練及び災害対策本部立上げ訓練の実施</p> <p>(14) 地域における公益的な取組みの検討・実施</p>	<p></p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>2 職員資質向上プログラムの推進</p> <p>本会職員の資質向上のため、各種研修の実施や他団体との人事交流により、業務遂行上の専門的知識等を習得する。</p>	<p>(1) 階層別研修の実施</p> <p>(2) 専門知識習得のための専門研修の実施</p> <p>(3) 他団体との人事交流の推進</p> <p>(4) 資格取得援助制度の実施</p> <p>(5) 人材育成計画の策定</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>3 千葉県社会福祉大会の開催 福祉関係者が一堂に会し、多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった方々を表彰し、感謝の意を表することにより本県社会福祉の一層の発展を図る。</p> <p>4 各種基金の運営管理 各種基金の適正な管理運営を図り、より効果的な事業助成に努める。</p>	<p>(1) 第67回千葉県社会福祉大会の開催 (2) 運営委員会・表彰選考委員会の開催</p> <p>(1) 千葉県社会福祉基金 社会福祉施設職員及び社会福祉事業従事者等の研修及び社会福祉活動への助成を行う ①研修事業及び社会福祉活動を推進する事業への助成 ②運営委員会の開催 (2) 交通遺児援護基金 交通遺児に対し各種援護激励を行う ①見舞金、勉学奨励金、激励金等の支給 ②運営委員会の開催 ③制度の広報・啓発による事業の推進 (3) 菜の花コミュニティ基金 社会福祉事業の推進に資するために各種事業に助成する ①社協が実施する地域福祉を目的とする事業、各種情報提供のための事業、その他重要課題への取組みのための事業への助成 ②災害発生時におけるボランティア対応等への助成 (4) 地域ぐるみ福祉振興基金 社会福祉活動の促進、充実を図るために各種事業に助成する ①ボランティア等市民福祉活動及び福祉教育活動を促進する事業等への助成 ②地域福祉フォーラムの設置を促進するための助成 ③運営委員会の開催 (5) 各種基金の適正な資産運用</p>	<p>AP</p> <p>○</p>

事業名・目的	主な実施事項	AP
5 千葉県社会福祉センターの管理運営及び県立社会福祉センター整備等に係る千葉県との連携強化 県民が利用しやすい環境を整備し、良好な管理運営を行いつつ、県立社会福祉センター整備等について千葉県との連携を強化する。	(1) 社会福祉センターの運営及び維持管理 (2) 入館団体連絡会議の開催 (3) 防災訓練の実施 ㊦ (4) 県立社会福祉センターの整備等について千葉県との連携強化	

第2 本会運営に関する総合的な企画と政策提言・情報提供の強化

【担当：総務班、政策調整班】

「菜の花コミュニティプラン2017」における重点施策を中心とした事業の進行管理及び最終年度としての総括を行うとともに、平成30年度からスタートする次期計画の策定に取り組む。

また、本県の福祉施策推進に関する政策提言を行うとともに、県民への情報提供機能の強化に取り組む。

※AP=アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 政策調整委員会の運営 PDCAサイクルのさらなる徹底と、本会が地域福祉を推進するために必要な重点政策課題の検討を行うことで政策提言機能を強化する。 また、次期アクションプラン策定に向けた検討を行う。	(1) 政策調整委員会の開催 ㊦ ①平成29年度事業全体の評価の実施 ②次期アクションプランの検討 ③次年度の千葉県予算に関する提案・要望の検討 ④次年度重点政策課題の検討	○
2 情報機能の強化 国・県の福祉政策に関する情報収集を強化するとともに、情報提供機能の強化に取り組む。	(1) 情報収集・提供活動の充実 ①広報戦略プランの検討 ②ホームページの管理及び内容の充実 ③県社協PRのためのキャッチコピーの作成についての検討 ④ツイッター、フェイスブックによる情報発信についての検討 ⑤「千葉県社協ニュース」の発行	○ ○ ○ ○
3 菜の花コミュニティプラン2017の進行管理・総括及び次期アクションプランの策定 菜の花コミュニティプラン2017の進行管理と最終年度としての総括を行う。 また、平成30年度からスタートする次期アクションプランの策定に取り組む。	(1) 菜の花コミュニティプラン2017の進行管理及び総括 ㊦ (2) 次期アクションプランの策定	

◆ 地域福祉推進の基盤強化

第3 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

【担当：地域福祉推進班、ボランティア・市民活動センター】

社会福祉諸制度の改革に引き続き対応していくとともに、国が目指す「地域共生社会」の実現に寄与する事業に積極的に取り組んでいく。

まず、社会福祉法人制度改革については、特に、ガバナンスの確立と地域における公益的な取組みについて、市町村社協事務局長会との連携・協働により、きめ細やかな情報提供とフォローアップを行う。また、社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成する際に意見聴取を行う「地域協議会」の運営について、千葉県地域福祉フォーラム幹事会を活用して町村部の運営を行う。

地域福祉専門職の育成については、コミュニティソーシャルワーカー専門研修と生活困窮者自立支援制度従事者研修、生活支援コーディネーターフォローアップ研修を連動させながら、継続的なレベルアップに取り組んでいく。

さらに、地域共生社会を実現していくためには、地域づくりを見える化していくことが重要であることから、社会福祉諸制度改革への対応と連動させながら市町村地域福祉計画と市町村地域福祉活動計画の一体的な策定支援を行う。

※AP=アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 地域福祉を推進する人材の育成 個別支援と地域支援を一体的に進める地域福祉専門職を育成するため、コミュニティソーシャルワーカー専門研修、生活困窮者自立支援制度従事者研修、生活支援コーディネーターフォローアップ研修を連動させながら、継続的なレベルアップに取り組む。 また、住民主体の地域福祉活動を進めるために、小地域のリーダーとなる人材育成を推進する。	(1) 地域福祉専門職の育成	
	①コミュニティソーシャルワーカー専門研修・フォローアップ研修の開催	○
	②コミュニティソーシャルワーカー連絡会の運営	○
	③生活困窮者自立支援制度従事者研修の開催	○
	④生活支援コーディネーターフォローアップ研修の開催	○
2 市町村社協のガバナンスの確立及び地域福祉活動実践力向上に向けた支援強化 市町村社協のガバナンスの確立と地域における公益的な取組みを推進するとともに、地域福祉フォーラム事業等を活用した地域福祉活動計画の策定支援、地域の生活課題を解決する実践力向上に向けた支援を強化する。	(2) 小地域福祉活動の担い手の育成	
	①コミュニティソーシャルワーカー基礎研修の開催	○
	(1) 市町村社協の支援強化	
	①社会福祉法人制度改革への対応 ア ガバナンスの確立と地域における公益的な取組みを推進するための会議、研修、情報提供等の実施	○
	②市町村社協事務局長会の運営 ア 総会・役員会・専門委員会の開催 イ 課題・テーマ別研修会の開催 ウ 新任事務局長研修会の開催	○

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>3 参加型福祉社会の基盤づくりを目指したボランティア・市民活動の推進並びに学校と地域が一体となった福祉教育の展開</p> <p>ボランティア・市民活動センター事業並びに学校と地域が一体となった福祉教育の積極的な取り組みをとおして、県民が社会参加意識を高め、主体的に地域活動に取り組む土壌の構築を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ③行政・社協の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ア 市町村地域福祉担当課長・市町村社協事務局長合同会議の開催 ④生活課題を解決するための実践力の強化支援 <ul style="list-style-type: none"> ア 市町村社協地域福祉担当職員研修会の開催 ⑤個別支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ア 地域福祉活動計画の策定支援 ⑥情報提供の強化 <ul style="list-style-type: none"> ア 本会ホームページを活用した市町村社協活動データベースの構築 ⑦広報力の強化支援 <ul style="list-style-type: none"> ア 広報研修の開催 ⑧千葉社協職員連絡協議会の運営 <ul style="list-style-type: none"> ア 代議員会・役員会・委員会の開催 イ 階層別、一般研修の開催 ウ 交流事業の開催 エ 広報誌「なかま」の発行・充実 (2) 小域・基本地域福祉フォーラムの設置・促進 <ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉フォーラムブロック別研修会の開催 ②地域福祉フォーラム事例集の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	<ul style="list-style-type: none"> (1) ボランティア・市民活動センター事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①運営委員会の開催 ②情報の収集・発信 <ul style="list-style-type: none"> ア ボランティア・市民活動データブックの作成 イ ボランティア・市民活動情報誌「エールちば」の充実 ③ボランティア・市民活動推進のための資機材の貸出 ④民間助成事業等の活用促進 ⑤ボランティア活動保険加入の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>4 高齢者の生きがいと健康づくりの推進（明るい長寿社会づくり推進機構事業の推進）</p> <p>活力ある高齢社会に向けての意識啓発を行うとともに、高齢者の生きがいと健康づくり活動を推進することにより、「明るく豊かで活力のある長寿社会」の実現に取り組む。</p>	<p>(1) 明るい長寿社会づくり推進機構の運営</p> <p>①運営協議会の開催</p> <p>(2) 高齢者の生きがいと健康づくりを支える仲間づくり等の支援</p> <p>①シニアリーダー育成支援（全国研修会への派遣事業）</p> <p>②地域社会への参加促進及び仲間づくり支援（地域活動情報提供事業）</p> <p>(3) 高齢者の生きがいと健康づくりを目指すスポーツ・芸術等諸活動への支援と関係諸団体との協働の推進</p> <p>①第30回全国健康福祉祭秋田大会（ねんりんピック）への参加</p> <p>ア 選手等選考委員会の開催</p> <p>イ 選手団結団式・説明会の開催</p> <p>ウ 選手の派遣・引率等</p>	
<p>5 県域ネットワーク組織としての結集機能・政策提言機能の強化</p> <p>市町村社協をはじめ、幅広い関係団体との連携を深め、地域福祉を推進するための結集機能や政策提言機能を強化することで、県域レベルの協働体制を構築する。</p>	<p>(1) 県域関係諸団体との結集機能・政策提言機能の強化</p> <p>①地域福祉ちば県民会議（千葉県地域福祉フォーラム）の開催</p> <p>②千葉県地域福祉フォーラム幹事会の開催</p> <p>③千葉県地域福祉フォーラムシンポジウムの開催</p> <p>④社会福祉充実計画の作成に係る町村部の「地域協議会」の運営</p> <p>⑤千葉県介護保険関係団体協議会の運営</p>	○
<p>6 福祉関係情報の発信力の強化</p> <p>国や県の福祉政策、小地域の福祉活動情報等を発信することで、県民に対して本会事業と社会福祉の理解促進を図る。</p>	<p>(1) 広報紙「福祉ちば」の発行・充実</p> <p>(2) 県民福祉セミナーの開催</p> <p>③ (3) 小地域福祉活動紹介DVD「私のまちの福祉活動（仮称）」の作成・発行</p>	○

◆ 総合相談・生活支援・権利擁護機能の充実

第4 高齢者・障害者等に対する権利擁護・生活支援体制の構築

【担当：後見支援センター、ボランティア・市民活動センター】

判断能力が低下した人たちの地域生活を支える施策である日常生活自立支援事業のさらなる推進を図るとともに、市町村社協における法人後見の取組み支援並びに成年後見制度利用促進法への理解と促進に取り組むことで総合的な権利擁護体制の構築を進める。

また、生活支援コーディネーターの養成については、引き続き千葉県からの受託を目指すとともに、現任の生活支援コーディネーターに対するフォローアップ研修を行う。

さらに、平成29年度は改正介護保険法により導入された介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業への移行最終年度となるため、千葉県新地域支援事業推進協議会と連携して、県内市町村が移行を完了できるように支援する。

※AP＝アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>1 高齢者・障害者等の地域生活を支える権利擁護・生活支援システムとしての日常生活自立支援事業の基盤強化</p> <p>高齢や障害等により判断能力が低下した人たちが安心して地域生活を送るための支援方策のひとつである日常生活自立支援事業の実施体制を強化するとともに、専門員・生活支援員の資質の向上を図る。</p>	<p>(1) 千葉県後見支援センターの運営</p> <p>①契約締結審査会</p> <p>②市町村社協連絡会議</p> <p>③関係機関連絡会議</p> <p>(2) 市町村社協の運営支援</p> <p>(3) 専門員研修の実施</p> <p>①新任研修</p> <p>②現任研修</p> <p>(4) 生活支援員研修の実施</p> <p>①養成研修</p> <p>②現任者及び登録者研修</p> <p>(5) 弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービスの実施</p>	○
<p>2 成年後見制度の普及及び利用の促進</p> <p>成年後見制度の利用促進と成年後見制度利用促進法への理解を進めるための各種研修会を開催するとともに、社協の法人後見を推進する取組みを強化する。</p>	<p>(1) 成年後見制度の普及と利用を促進するための研修会等の開催</p> <p>①成年後見制度への理解を促進するための成年後見制度研修会</p> <p>②社会福祉協議会法人後見マニュアルの活用に向けた研修会</p> <p>③成年後見制度市町村長申立マニュアルの活用に向けた研修会</p> <p>④成年後見制度利用促進法の理解を促進するための研修会</p> <p>(2) 法人後見実施社協連絡会議の開催</p> <p>(3) 市町村社協法人後見立ち上げ支援事業の実施</p>	○ ○ ○ ○ ○

事業名・目的	主な実施事項	AP
3 介護保険制度における地域支援事業への対応 千葉県新地域支援事業推進協議会の活動をとおして、市町村における地域支援事業の積極的な取組みを支援する。 また、市町村が配置する生活支援コーディネーターの養成研修及びフォローアップ研修を千葉県から受託して実施する。	(1) 千葉県新地域支援事業推進協議会の運営 ④ (2) 生活支援コーディネーター養成研修及びフォローアップ研修の受託・実施	○ ○

第5 生活困窮世帯への自立支援の強化

【担当：地域福祉推進部地域福祉推進班・福祉資金部福祉資金班】

生活福祉資金貸付制度は、本会が実施主体、市町村社協が窓口となり、資金の貸付と社協、民生員等の支援により低所得者や高齢者・障害者世帯等の自立を促進しているところだが、現在、本県における貸付中件数は1万7千件（平成29年1月末現在）を超える件数に上っている。

所謂、生活困窮世帯の生活に生じる課題は、貧困、介護、育児、病気、障害から住まい、就労、家計、教育、孤立等と幅広く、さらには育児と介護が同時に直面する状況も少なくなく、世帯全体の複合化・複雑化した課題に対応できる支援が求められていることから、償還困難に陥っている借受世帯はもとより新たに貸付申請をする世帯に対して、生活困窮者自立支援制度との連携をはじめとした包括的、効果的な支援を全県で進める必要がある。

また、昨年度から実施している高等職業訓練促進資金の貸付によるひとり親世帯への就労支援、児童養護施設退所者等の進学や就職支援のための自立支援資金の貸付についても併せて推進することにより、低所得世帯、高齢者・障害者世帯、ひとり親世帯、児童施設退所者等に対し、幅広い個別支援を実施する。

さらに、生活困窮者自立支援制度を推進するため、本県における従事者の研修を行うとともに、貧困の連鎖防止の観点から子どもの学習支援事業の取組みを普及推進する。

※AP＝アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 生活福祉資金貸付の効果的な利用の実施 低所得者世帯、失業者世帯、要保護世帯・高齢者及び障害者世帯の経済的自立と安定した生活の維持を図るために、生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）、臨時特例つなぎ資金の効果的な利用を進める。	(1) 生活福祉資金を契機とした相談業務 ①本会及び市町村社協への相談員の配置 ②市町村社協相談員事例検討相談会の開催 ③自立生活支援担当者会議の開催 ④市町村社協貸付新任担当職員、貸付担当職員・相談員研修会、意見交換会の開催 (2) 貸付審査等運営委員会の開催	○ ○ ○ ○

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>2 生活福祉資金等貸付債権の適正な管理 各種資金の適正な債権管理を行う。</p>	<p>(1) 生活福祉資金等の債権管理 ①市町村社協指導監査の実施 ②債権管理強化推進事業の実施 ③長期滞納債権の整理</p>	○
<p>3 生活困窮者自立支援制度や関係機関等と連携した貸付事業の推進 自立相談支援事業をはじめとした生活困窮者自立支援制度とより一層の連携を進めていく。また、関係機関等との連携を強化し、効果的な支援に取り組む。</p>	<p>(1) 生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度との連携及び関係機関との連携に向けた意見交換会や情報交換の実施</p>	
<p>4 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の利用促進と適正な債権管理 就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対する高等職業訓練促進資金の貸付について、行政との連携による利用促進と債権の適正な管理に取り組む。</p>	<p>㊦ (1) 入学準備金、就職準備金の貸付 ㊦ (2) 高等職業訓練促進資金貸付金の債権管理 ㊦ (3) 関係機関との連携による支援</p>	
<p>5 児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付事業の利用促進と適正な債権管理 進学や就職を機に児童養護施設等を退所する者や里親委託を解除された者の円滑な自立を支援するために、施設、行政との連携による利用促進と債権の適正な管理に取り組む。</p>	<p>㊦ (1) 生活支援資金の貸付 ㊦ (2) 家賃支援資金の貸付 ㊦ (3) 資格取得支援資金の貸付 ㊦ (4) 自立支援資金貸付金の債権管理 ㊦ (5) 関係機関との連携による支援</p>	
<p>6 介護福祉士修学資金等貸付事業の利用促進と適正な債権管理 福祉・介護人材の養成、再就職を支援する介護福祉士修学資金等貸付事業において、関係機関との連携による利用促進と債権の適正な管理に取り組む。 (福祉人材センターとの共同事業)</p>	<p>㊦ (1) 介護福祉士修学資金の貸付 ㊦ (2) 社会福祉士修学資金の貸付 ㊦ (3) 介護福祉士実務者研修受講資金の貸付 ㊦ (4) 介護人材再就職準備金の貸付 ㊦ (5) 介護福祉士修学資金等貸付金の債権管理</p>	

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>7 保育士修学資金等貸付事業の利用促進と適正な債権管理 福祉・保育人材の養成、保育士としての再就職あるいは新規就業を支援する保育士修学資金等貸付事業において、関係機関との連携による利用促進と債権の適正な管理に取り組む。 （福祉人材センターとの共同事業）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ㊦（１）保育士修学資金の貸付 ㊦（２）保育補助者雇上費の貸付 ㊦（３）未就学児を持つ保育士への保育料の貸付 ㊦（４）就職準備金の貸付 ㊦（５）保育士修学資金等貸付金の債権管理 	<p>AP</p>
<p>8 社会福祉事業振興資金の利用の推進と債権の適正な管理 社会福祉施設の整備のための社会福祉事業振興資金の利用推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> （１）社会福祉事業振興資金運営委員会の開催 （２）社会福祉事業振興資金の債権管理 （３）貸付に関する利用調査の実施 	
<p>9 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施に向けた取組み 生活困窮者自立支援制度の円滑な運営を後押しするため、従事者研修を開催するとともに、本制度に取り組む市町村社協に対して情報提供等により事業の推進を支援する。 また、生活困窮等の世帯を応援する仕組みのひとつである「子どもの学習支援事業」を県内に普及する取組みを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> （１）生活困窮者自立支援制度の推進に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ①生活困窮者自立支援制度従事者研修の開催（再掲） ②市町村社協に対する情報提供等の実施 ㊦（２）子どもの学習支援事業の普及・推進 	<p>○</p>

◆ 福祉サービス利用者支援の推進

第6 福祉サービスの質の向上に向けた介護サービス情報公表事業の実施

【担当：介護サービス情報公表センター】

事業所が提供する介護サービスの情報を公表するため、県の指定法人として「介護サービス情報公表センター」を運営し、利用者が適切な事業所・サービスを選択、利用できるよう基盤整備に取り組む。

※AP=アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 介護サービス情報の公表事業の推進 介護サービス情報の公表制度の中核機関である「介護サービス情報公表センター」を県の指定法人として運営する。	(1) 介護サービス情報公表センターの受託運営	

第7 千葉県運営適正化委員会（福祉サービス利用者サポートセンター）の運営

【担当：運営適正化委員会】

社会福祉法第83条の規定を受け、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を解決するため、運営適正化委員会に「運営監視部会」及び「苦情解決部会」を設置し、事務局が連携のうえ各事業を実施する。

※AP=アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 福祉サービス利用援助事業の適切な運営を確保するための監視業務の推進 福祉サービス利用援助事業の実施機関の適切な運営を確保するため、千葉県後見支援センターと連携して事業運営全般を監視する。 必要に応じて千葉県後見支援センター及び各実施機関に対する助言、現地調査、勧告、あるいは県等の関係機関に対する提言等を行う。	(1) 運営監視部会の定例開催（年6回） (2) 福祉サービス利用援助事業に関する事業実施状況調査の実施（書面調査及び現地調査20ヶ所の予定） (3) 福祉サービス利用援助事業の適切な運営を確保するための提言等の実施	

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>2 福祉サービス苦情解決事業の推進 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、相談、助言、調査、申し入れ、斡旋又は知事への通知等を行うことにより、福祉サービス利用者の権利を擁護する。 ホームページ、パンフレット、ポスターの作成配布等を通じ、福祉サービス苦情解決事業の広報に努める。</p> <p>3 事業者段階における福祉サービス苦情解決事業実施体制の整備に向けた支援の実施 事業者段階における福祉サービス苦情解決事業が適切に行われるよう広報活動に努めるとともに、事業者の取組みを支援する。</p> <p>4 運営適正化委員選考委員会の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 常設の相談窓口の開設並びに社会福祉士等相談援助の専門職による相談活動の実施 (2) 苦情解決部会の定例開催（年12回）、部会長・事務局員会議の随時開催 (3) 福祉サービス利用者や事業者に対する福祉サービス苦情解決事業の広報・啓発 (1) 福祉サービス苦情解決事業に関する担当者・第三者委員研修会の開催（基礎編2回、実践編3回） (2) 福祉サービス事業者に対する巡回サポート事業の実施 (3) 福祉サービス事業者への広報啓発活動 (4) 福祉サービス事業者における苦情解決実施体制及び第三者委員の取組みに関する調査 (1) 委員に欠員が生じた場合、適宜選考委員会を開催 	<p>○</p>

◆ 福祉サービス事業者支援の推進

第8 福祉サービス事業者への経営基盤強化のためのトータルサポートの実施

【担当：福祉施設経営支援班】

社会福祉を取り巻く状況が大きく変化する中で、福祉サービス事業者は、経営改善や改革の必要性に迫られている。

本会は、このような課題の解決方法として、「社会福祉経営指導事業」を中心とした支援策を引き続き実施することにより、福祉サービス事業者の経営基盤強化を促し、経営の安定が図られるよう支援する。

※AP=アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>1 社会福祉施設経営指導事業等を通じた福祉サービス事業者への支援</p> <p>福祉サービス事業者の安定した経営と利用者に対する質の高いサービスの提供並びに職員が働きやすい職場環境づくりに資する支援を行う。</p>	<p>(1) 福祉サービス事業者に施設運営などの専門家が助言・指導</p> <p>①会計等（公認会計士・税理士）</p> <p>②労務（社会保険労務士）</p> <p>③法律（弁護士）</p> <p>④メンタルヘルス（産業カウンセラー等）</p> <p>(2) 社会福祉法人・施設運営への支援事業の実施</p> <p>①「相談事例集（追記）」の作成</p> <p>②経営支援セミナーの実施</p>	○
<p>2 社会福祉施設従事者のための退職手当共済制度の推進</p> <p>独立行政法人福祉医療機構が推進する退職手当共済制度に協力することにより、社会福祉施設従事者の退職手当を確保し、生活の保障と施設の安定した経営を図る。</p>	<p>(1) 「社会福祉施設職員等退職手当共済制度実務研修」の開催</p> <p>(2) 届出書類の受理及び独立行政法人福祉医療機構への送付、連絡調整</p>	

第9 福祉サービス事業者の社会貢献への取組み支援

【担当：福祉施設経営支援班】

社会福祉法人は、社会福祉法の改正などにより、地域において生活困窮者への支援や福祉の担い手としてのさらなる役割が求められている。

本会では、こうした課題を解決していくため、福祉の種別が一堂に会している千葉県社会福祉法人経営者協議会の取組みを支援し、促進する。

※AP=アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 福祉サービス事業者の社会貢献への取組み支援 社会福祉法人は、地域におけるセーフティネットの担い手として、社会貢献活動が求められていることから、その理解促進と実践に向けての取組みを支援していく。	(1) 社会福祉法人の地域における公益的な取組みの実践を支援 ①全国の取組み事例の収集と「実践事例集」の作成 (2) 「若者チャレンジ支援デュアル・システム」奨学制度の一層の促進 ①公立・私立の高等学校、養成校に対する奨学制度の周知 ②千葉県社会福祉法人経営者協議会会員への賛同の促進	○

第10 福祉・介護・保育人材の確保・定着の推進

【担当：福祉人材センター】

急速な少子・高齢化の進展や労働環境の変化などにより、福祉・介護・保育ニーズは一層拡大し多様化している。県内においても、福祉・介護・保育分野における福祉人材確保対策は喫緊の課題となっており、従事者の定着を図る取組みに関わっていくことが重要になっている。

福祉人材センターは、求人・求職・職業紹介（マッチング）を包括的、かつ、より円滑に行い、就労支援するとともに、福祉・介護・保育人材の確保・定着に向けて、さらなる機能の拡充を図りつつ、さまざまな事業を積極的に推進する。

また、福祉・介護・保育分野への就労を促進するため、県内全域の公共職業安定所・教育関係機関・福祉関係団体・各種職能団体等との連携をさらに深め、中高年層や未就労の女性への啓発等、新たな人材確保・定着への取組みを多角的に展開していく。

※AP=アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 福祉人材バンク事業の推進 社会福祉施設等へ就職を希望する方の求職登録を行うとともに、社会福祉施設等から求人申込を受付け、就職の斡旋・紹介を行う。 また、福祉の仕事や資格取得等に関する相談・助言を行い、社会福祉施設等従事者の人材確保を図る。	(1) 福祉人材情報システム（クールシステム）の積極的な活用と運用 ㊦ (2) 離職介護福祉士の届出制度の推進	

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>2 保育士人材バンク事業の拡充 保育現場への就職を希望する潜在保育士等の求職登録や、認可保育施設等からの求人申込等をオンラインシステムの活用により、迅速に斡旋・紹介等を行う。 また、保育の仕事や資格取得等に関する相談・助言を行い、保育施設等従事者の人材確保を図る。</p>	<p>㊦ (1) ちば保育士・保育所支援センター事業の拡充（分室開設） (2) オンラインシステムの適正な運用とデータ管理 (3) 潜在保育士の就職・再就職支援講座・研修等の取組み (4) 離職保育士の届出勧奨等の推進</p>	○
<p>3 福祉職場就職説明会開催事業の推進 社会福祉施設等への就職希望者を対象に、福祉職場の業務内容や労働条件等についての各種説明会及び求人施設・事業所との個別面談会を開催し、福祉・介護・保育分野への就労の促進と質の高い人材の確保、潜在的有資格者の人材発掘に取り組む。 また、併せて福祉の仕事等に関するセミナー等を開催し、福祉職場の理解とイメージアップを図る取組みを展開する。</p>	<p>(1) 福祉のしごと就職フェア・in ちばの開催（年2回／7月・11月） (2) 福祉のしごとセミナーの開催（年2回／7月・11月） (3) 福祉のしごと就職ガイダンスの開催 (4) 就活ミニ講座・支援講座等の開催 (5) 福祉のしごと施設見学会の開催 (6) 福祉のしごとミニフェアの開催（年1回）</p>	
<p>4 福祉の魅力を伝える広報活動の展開 福祉に関する理解と関心を高め、社会福祉施設等への就労を促進するため、各種行事等での福祉の魅力を伝え、併せて福祉人材センターの認知度を高め、福祉・介護・保育分野への就労意識を向上させる。</p>	<p>(1) 福祉人材センターパンフレットの作成・配布・啓発 (2) 福祉のしごとインフォメーションの作成・配布 (3) イベント案内カードの作成・配布</p>	○
<p>5 福祉人材確保のための情報発信機能の強化 メールマガジンの発行と併せ、福祉人材センター独自のホームページのコンテンツ等内容の充実を図る。 また、中央福祉人材センターの求人情報サイトとの連携により、福祉職場への求職者の確保を推進する。</p>	<p>(1) 福祉人材センターホームページの充実 (2) 中央福祉人材センターの求人情報サイト「福祉のお仕事」との連携 (3) 若年層をターゲットとした広報ツール（FB・LINE）等の管理・運用</p>	○

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>6 介護人材確保対策事業の推進 介護分野における緊急人材確保対策事業として千葉県より受託した事業を実施し、県内の介護人材の確保・充実を図る。</p>	<p>(1) 福祉の職場体験事業の実施 (2) キャリア支援専門員による出張相談等の実施 (3) 介護人材の確保・定着に向けた経営者セミナーの開催</p>	○
<p>7 介護福祉士、保育士修学資金等貸付事業の実施 介護・保育人材の確保を図るため修学資金等の貸付を実施する。</p>	<p>㊦ (1) 制度の周知、広報の推進 ㊦ (2) 貸付の適正な運営管理 ㊦ (3) 養成施設との連絡調整</p>	
<p>8 介護人材定着支援事業の推進 社会福祉施設等の従事者を対象に、業務上及び職場における人間関係等の相談を行い、悩み、不安を解消し、介護従事者の定着及び離職の防止を図る。</p>	<p>(1) 人材定着支援アドバイザー（メンタルヘルスサポート相談員）の配置、相談の受付 (2) 介護人材の確保・定着に向けた出張相談やセミナーの開催</p>	○
<p>9 教員免許特例法に基づく介護等体験受入調整事業の促進 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、大学・短大生で義務教育教員免許を志望する学生に対して、社会福祉施設での介護等体験の受入調整等の事務を行う。</p>	<p>(1) 介護等体験希望学生に係る連絡・調整及び基本台帳の作成・保管 (2) 受入調整システムの運用・管理</p>	

第11 福祉人材養成事業の推進

【担当:社会福祉研修センター】

少子高齢化の進展等により、生産年齢人口の減少・労働力人口が減少する中において、福祉・介護ニーズの増大に伴い、福祉・介護職員の絶対数が不足する状態が顕在化しており、福祉人材の確保・定着と養成は不可欠となっている。

また、2035年の保健医療システムの構築に向けて、「地域共生社会」の実現や医療介護人材の確保・養成、人材のキャリアパスの複線化の検討、人材育成の司令塔の設置など社会全体で支え合う仕組みづくりへとパラダイムシフトが推進されつつある。

このような中、社会福祉行政職員に期待される役割も、より「地域共生社会」の実現に向けたものに変革されつつあることから、地域福祉の推進を目的とした社会福祉協議会は県の企画提案型募集による社会福祉行政職員対象研修を受託するにふさわしい団体と自覚し、積極的に応募する。

社会福祉施設等職員に対しては、職場環境・労働条件の整備などを含めた「職員が先の見通しを持ち安心して働き続けられる組織・職場環境づくり」を支援するため、労働関係法規の順守をはじめ、福祉職場における人事制度の構築・キャリアパス構築を応援する階層別研修の充実並びに職員の質的向上を目的とする専門的研修を企画し、福祉人材養成定着支援事業の推進を図る。

※AP=アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>1 社会福祉行政職員等研修事業 (県委託研修)の実施</p> <p>県及び市町村の社会福祉行政職員等の資質向上を図るため、県公募対象事業を獲得し、実施する。</p>	<p>(1) 特別研修 (1 課程/ 6 日) 児童福祉司資格認定講習</p> <p>(2) 社会福祉行政職員研修 (企画提案型) (13 課程/ 23 日 900 名) 社会福祉行政新任者研修、生活保護法地区担当員研修、家庭相談員研修等</p>	○
<p>2 社会福祉施設等職員研修 (本会独自研修)の実施</p> <p>福祉職場に就職後の定着を応援するとともに、福祉を担う優れた人材の育成と資質の向上を目指し、本会で独自に企画する各種研修を最新のニーズにあわせて実施する。</p>	<p>(1) 階層別 (キャリアパス構築応援) 研修 (7 課程)</p> <p>(2) 組織運営・実務研修 (9 課程) 労務管理・人事考課等</p> <p>(3) セルフマネジメント研修 (6 課程)</p> <p>(4) リスクマネジメント研修 (3 課程)</p> <p>(5) 専門・技術・課題別研修 (24 課程) 内◎ケアマネジメント研修 (センター方式) ◎アセスメント研修 (ICFの活用)</p> <p>(6) 人材育成研修 (4 課程) 内◎組織活性化研修 (チームビルディング)</p> <p>(7) 職種別研修 (4 課程)</p> <p>(8) 特別研修 (3 課程)</p>	○

事業名・目的	主な実施事項	AP
3 職員の定着を支援する研修の企画・実施 福祉職場の働きやすい環境づくりや、職員がモチベーションを維持しつつ一生涯働ける目標を見出せるような企画を行う。	(1) キャリアデザイン研修の充実 (2) 人事・労務管理研修の充実 (3) 職員の定着応援研修の企画・実施	○

第12 介護支援専門員実務研修受講試験等の実施

【担当：介護支援専門員養成班】

千葉県指定法人として、介護保険制度の重要な担い手である介護支援専門員資格を付するために、全国統一試験及び試験合格者に対する実務研修を実施する。

また、介護支援専門員資格取得後の実務未経験者に対しては、介護支援専門員証の更新に必要な更新研修をはじめ、介護支援専門員証の有効期間を超過した者に対しては、再び交付を受けるための再研修を実施し、専門性の向上を図ることにより適切なケアマネジメントの実現に資する。

※AP=アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修等事業の実施 介護保険制度の重要な担い手である介護支援専門員の高い資質を確保することを目的とする。	(1) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 ①対象者 約5,500人 ②実施時期 平成29年10月中旬 (2) 介護支援専門員実務研修の実施 ①対象者 約750人 ②実施時期 平成30年1月～5月 (3) 介護支援専門員更新・再研修の実施 ①第1回 ア 対象者150人 イ 実施時期 平成29年9月～11月 ②第2回 ア 対象者150人 イ 実施時期 平成30年1月～5月 (実務研修と一部合同) (4) 千葉県介護支援専門員実務研修委員会の開催 (年5回を予定)	○
2 介護支援専門員指導者の資質向上実務研修等の講師を担う介護支援専門員指導者の資質の向上を図る。	(1) 介護支援専門員指導者研修会の開催 実施時期 平成30年1月	

◆大規模災害時の支援体制の強化

第13 大規模災害時の支援体制の構築並びに東日本大震災に係る避難者支援活動の充実

【担当：総務部・地域福祉推進部】

千葉県地域防災計画において「千葉県災害ボランティアセンター」及び「広域災害ボランティアセンター」を運営することが位置付けられている「千葉県災害ボランティアセンター連絡会」活動の充実を図るとともに、会員団体と市町村社協との協働体制を強化するための取組みを強化する。

また、災害時に支援を必要とする災害時要配慮者支援に関する研修会を開催し、自治体に対する具体的な取組みの促進と関係団体や県民に対する意識の向上を図る。

さらに、東日本大震災により福島県から本県に避難している人たちへの戸別訪問を引き続き行い、生活再建に向けた支援を行う。

※AP=アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>1 災害支援ボランティア活動を推進するための基盤強化</p> <p>県域の多様な団体で構成している千葉県災害ボランティアセンター連絡会活動の充実並びに本会災害支援本部との有機的連携の強化を図る。</p> <p>また、広域災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成及び運営スタッフの育成等を行うとともに、市町村社協との協働体制を強化することで災害にも強いまちづくりの構築を推進する。</p>	<p>(1) 千葉県災害ボランティアセンター連絡会活動の充実</p> <p>①千葉県災害ボランティアセンター及び広域災害ボランティアセンター運営研修の実施</p> <p>②千葉県災害ボランティアセンター及び広域災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成</p> <p>③市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練等への協力</p> <p>④千葉県災害ボランティアセンター連絡会会員及びサポート会員の拡大</p> <p>(2) 市町村社協との連携強化</p> <p>①市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練等への協力</p> <p>②市町村災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成支援</p> <p>(3) 千葉県災害ボランティアセンター用資機材備蓄倉庫の管理及び備蓄品の整備（4か所）</p> <p>(4) 九都県市合同防災訓練への協力（匝瑳市）</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>2 災害時要配慮者の支援対策の推進 災害時に支援を必要とする人たちに対する対応方法を学ぶセミナーを開催し、自治体に対する具体的な取組みの促進と関係団体や県民に対する意識の向上を図る。</p>	<p>(1) 災害時要配慮者支援セミナーの開催</p>	<p>○</p>
<p>3 福島県復興支援員活動の充実 東日本大震災により福島県から本県に避難している人たちに対し、戸別訪問をとおして、生活上の困りごとに対応するとともに、生活再建に向けた支援を行う。</p>	<p>(1) 福島県復興支援員活動の充実 ①戸別訪問の実施 ②避難者支援交流会等への参加</p>	<p>○ ○</p>